

令和 8 (2026) 年度福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務（第 1 工区）仕様書

1 適用範囲

本書は、福島茨城栃木連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するニホンジカ捕獲業務を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

福島県、茨城県、栃木県の 3 県境地域において、近年、新たにニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息が確認されている。本地域は冬期の積雪が少なく、餌となる植物が豊富であることから、シカが定着した場合、農林業被害が甚大となるだけでなく、天然林等も含めた自然植生が被害を受ける可能性がある。このため、分布拡大防止及び侵入地域での個体数削減のため、くくりわな、忍び猟によるシカの捕獲を行う。

3 履行場所

福島県、茨城県、栃木県の 3 県境地域（別添 1）

4 履行期間

契約の日から令和 9（2027）年 3 月 19 日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、とりまとめの各段階において行う。

（2）業務準備

業務計画表を作成し、甲に提出する。

また、捕獲許可や国有林入林届等、業務の遂行に必要な許可申請を行う。

（3）誘引式くくりわなによる捕獲（那須岳）

くくりわな実施地域（別添 2）において捕獲を行う。わなの設置はできるだけ獣道を避け、餌を用いて誘導することにより行う。イノシシについても捕獲対象とする。

乙が用意するくくりわなを令和 8 年 10 月中旬までに 40 基設置し、合計 12 日間稼働させること（延べわな設置数 480 基日）。わな設置前に 2 人 1 組で下見を行い、設置箇所の選定と給餌を行う。なお、下見は 1 日、設置及び撤去はそれぞれ 2 日を想定している。誘引物として、ヘイキューブ及び塩を使用する。わなの設置や見回りは、1 日あたり 2 人以上で行う。わなのうち最大 20 基は ICT 機器（ほかパト）を活用することとし、

これらのわなについての見回りは、捕獲されないときは3日に1回程度、捕獲されたときはその都度行う。

ICT 機器（ほかパト）は甲が所有するものを使用し、ICT 機器の運用は乙が行う。ICT 機器は、くくりわな設置時に合わせて設置するものとする。わなが作動した際、専用のクラウドで確認できるほか、登録されたアドレスに通知のメールが届くため、乙は、わなの作動を確認した際には速やかに止め刺しを行う。なお、くくりわなは捕獲状況等により設置場所を変更するものとし、見回りの際に随時実施する。

止め刺しは、原則銃以外の方法により行うこととするが、やむを得ない場合については銃の使用を認めることとする。

乙は、捕獲した個体をエルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市高林 307-5）へ搬入し、処理する。

処理に必要な経費については、20 頭分を計上しており、実績に応じて変更する。

（4）忍び猟・くくりわなによる捕獲（八溝山）

忍び猟・くくりわな実施地域（別添 1）において、甲が提供する八溝山周辺におけるシカの GPS データを活用し、シカの季節的な集中利用域を判定し、落ち葉、積雪等を考慮し、適切な時期に実施する。

① ドローンを活用した忍び猟

忍び猟・くくりわな実施地域（別添 1）において、忍び猟を延べ 15 日行う。

シカ捕獲作業の効率化を図るため、ドローンを活用して、上空からシカの探索を行う。雨天や強風等の飛行に適さない日を除き、忍び猟を実施する際は原則としてドローンを活用し、実施の前日又は当日の早朝、実施直前や実施中に随時ドローンを飛行させ、上空からシカの発見を試みることに。

シカが発見できなかった場合には、植生の影響等により上空から確認できなかったエリアで捕獲を行うとともに、発砲対象個体の命中後の探索にドローンを使用する等、最大限にドローンを活用する方法を模索すること。

本業務において、ドローンを初めて飛行させる前には、現地の下見を実施し、飛行に差し障りのある障害物や事前調整が必要な事項がないか確認を行う。

従事者の安全確保のため、捕獲に係る作業は必ず複数名で実施することとし、実施の際は無線機等により従事者間で連絡を取り、常に互いの位置を確認すること。ドローンの操作と忍び猟による捕獲作業（下見を含む）をあわせた努力量は、計 34 人日（下見：1 泊 2 日、捕獲：4 泊 5 日×3 回、2 人 1 組（射手：1 名、ドローン操縦者：1 名））を想定している。

装弾は非鉛弾を使用するとともに、イノシシを発見した場合も捕獲を行うこと。捕獲個体は、捕獲場所付近に埋設する

なお、使用するドローンは以下の（ア）から（カ）までの全ての性能を満たすこと。想定している製品は「D J I MAV I C 3 T（D J I 社）」である。本製品

と同等以上の性能を有することとし、使用にあたっては事前に委託者の承諾を得ること。

(ア) 携帯性が高く、現場への運搬が容易であること。

(イ) 上空からシカを広く探索するため、広角カメラ(有効画素数:48MP程度)を搭載していること。

(ウ) 補足したシカがドローンを警戒し、逃走することを防ぐため、遠方からの撮影が可能な望遠カメラ(12MP程度)を搭載していること。

(エ) 熱源を探知するための赤外線カメラ(温度測定範囲:-20℃~150℃程度)を搭載していること。

(オ) 上空の広範囲で飛行可能な性能(最大飛行距離 30km 程度)であること。

(カ) 長時間の捕獲作業を行うため、無風下で最大 40 分程度の飛行が可能であること。

② ICT を使用した誘引式くくりわなによる捕獲

忍び猟・くくりわな実施地域(別添1)において、忍び猟の実施に合わせ、ICTを使用したくくりわなによる捕獲を行う。わなの設置はできるだけ獣道を避け、餌を用いて誘導することにより行う。イノシシについても捕獲対象とする。

乙が用意するくくりわなを20基設置することとし、わな設置前に2人1組で下見を行い、設置箇所の選定と給餌を行う。なお、下見は、忍び猟の下見と同日、設置は、忍び猟実施初日前に2日間、撤去は、忍び猟終了日後に2日間で想定している。誘引物として、ヘイキューブ及び塩を使用する。わなの設置や撤去は、2人以上で行う。ICT機器(ほかパト)を活用することにより、見回りは、捕獲されないときは3日に1回程度、捕獲されたときはその都度行う。稼働日数は12日間(4泊5日×3回、ターム間はわな解除)を想定している。

ICT機器(ほかパト)は甲が所有するものを使用し、くくりわな設置時に併せて設置するものとする。わなが作動した際、専用のクラウドで確認できるほか、登録されたアドレスに通知のメールが届くため、乙は、わなの作動を確認した際には速やかに止め刺しを行う。なお、くくりわなは捕獲状況等により設置場所を変更するものとし、見回りの際に随時実施する。

止め刺しは銃を用いて行い、捕獲個体は、捕獲場所付近に埋設する。

(5) 錯誤捕獲時の対応

シカ以外の獣(イノシシを除く)が捕獲された場合は、原則として当日中に放獣すること。ツキノワグマ及びカモシカが捕獲された場合は、原則として麻酔薬等により不動化してから放獣する。ただし、安全確保の観点から、麻酔薬による不動化の再委託は不可とし、見回りの人員は常に不動化を行える体制で行うこと。放獣場所は甲と協議の上、決定する。

麻酔薬等の放獣作業に必要な経費については、4回分を計上しており、実績に応じて変更する。

カモシカについては麻酔薬等により不動化し、放獣後、捕獲した市町村の文化財担当部局へすみやかな情報提供を行うこと。

また、イノシシについては止め刺しを行い、シカ同様に処理する。

(6) 安全管理

乙は、受注後速やかに、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号（最終改正：令和 8 年 3 月 31 日付け 7 林国経第 77 号）」に定める「別記様式 1 有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」に準じる安全管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。

乙は、捕獲を行う地域の状況を十分に把握し、捕獲従事者の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう、関係機関への連絡周知を図るとともに、関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

(7) 豚熱（CSF）防疫対策

乙は、別添 3 に従い、豚熱（CSF）防疫対策を講じるものとする。

(8) 実績報告

乙は、業務終了時に、次に掲げる書類等を甲に提出するものとする。なお、各様式に記載する捕獲区画は、標準地域メッシュ 2 次メッシュを 4 分割したものとし、区画番号は別添 1 のとおりとする。

① 捕獲個体記録表

ア くくりわな（シカ：様式 1－1、イノシシ：様式 1－2）

イ 忍び猟・くくりわな（シカ：様式 2－1、イノシシ：様式 2－2）

② わな設置カレンダー（様式 3）

③ 忍び猟出猟カレンダー（様式 4）

④ 作業日報（様式 5）

⑤ 捕獲個体の尾（シカのみ）

1 個体ずつチャック付きの袋に保存し、捕獲個体記録表の個体番号との対応ができるよう整理する。冷蔵もしくは冷凍にて保管する。

⑥ 捕獲個体の写真（別添 4 参照）

ア 写真の撮影は捕獲現場において撮影することとし、これにより難しい場合については、発注者の指示に従うこと。

イ 個体番号と捕獲日を捕獲個体の右横腹にスプレー等で記入し、同じ内容を記載した表示板とともに撮影する。

ウ 個体番号は、捕獲個体記録表の個体番号とする。

エ 現地埋設を行う場合は、現況写真（掘削前及び掘削後、埋め戻し後）を撮影する。

⑦ 実包購入計画一覧表（様式 6）

⑧ 実包管理一覧表（様式 7）

⑨ 上記のほか、甲が必要と認める書類

（9）実包の管理

① 乙は、捕獲従事者に対し、適切な実包管理について指導を徹底するものとする。

② 乙は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。

③ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の譲受・使用見込み数量について、実包購入計画一覧表に記載しなければならない（様式 6）。

④ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等、（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（他の捕獲業務に転用、廃棄など））について、実包管理一覧表に記載しなければならない（様式 7）。

6 成果品

（1）捕獲日ごとの従事者の移動経路やシカ・イノシシを発見した位置を示した地図、本年度の実施結果の評価、対象地域の今後の管理方針、捕獲作業におけるドローンの有効性等を記載した調査報告書 3 部（簡易製本）

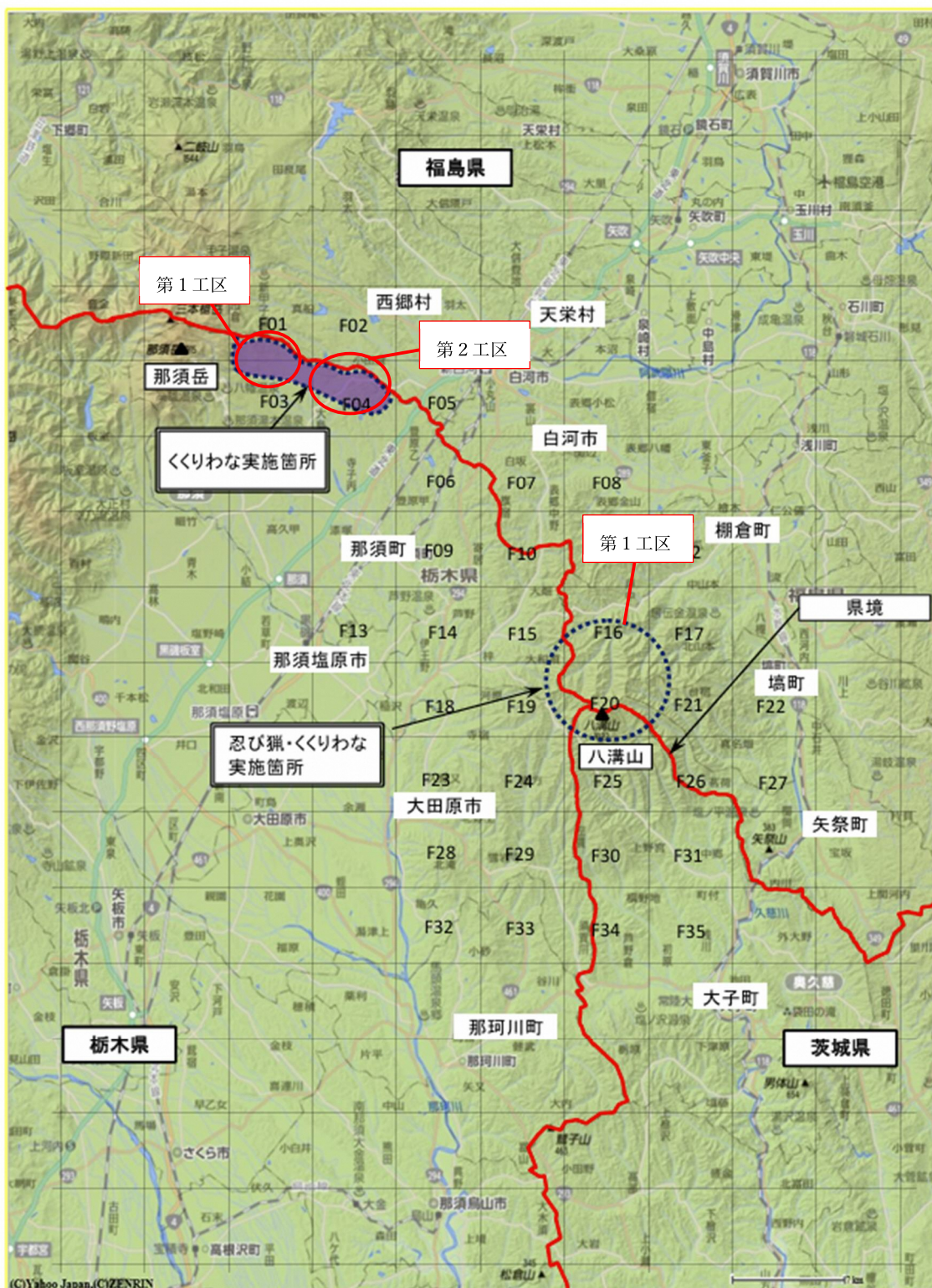
（2）電子ファイル 3 式（報告書オリジナルファイル、捕獲位置シェープファイル、捕獲結果エクセルデータ等）

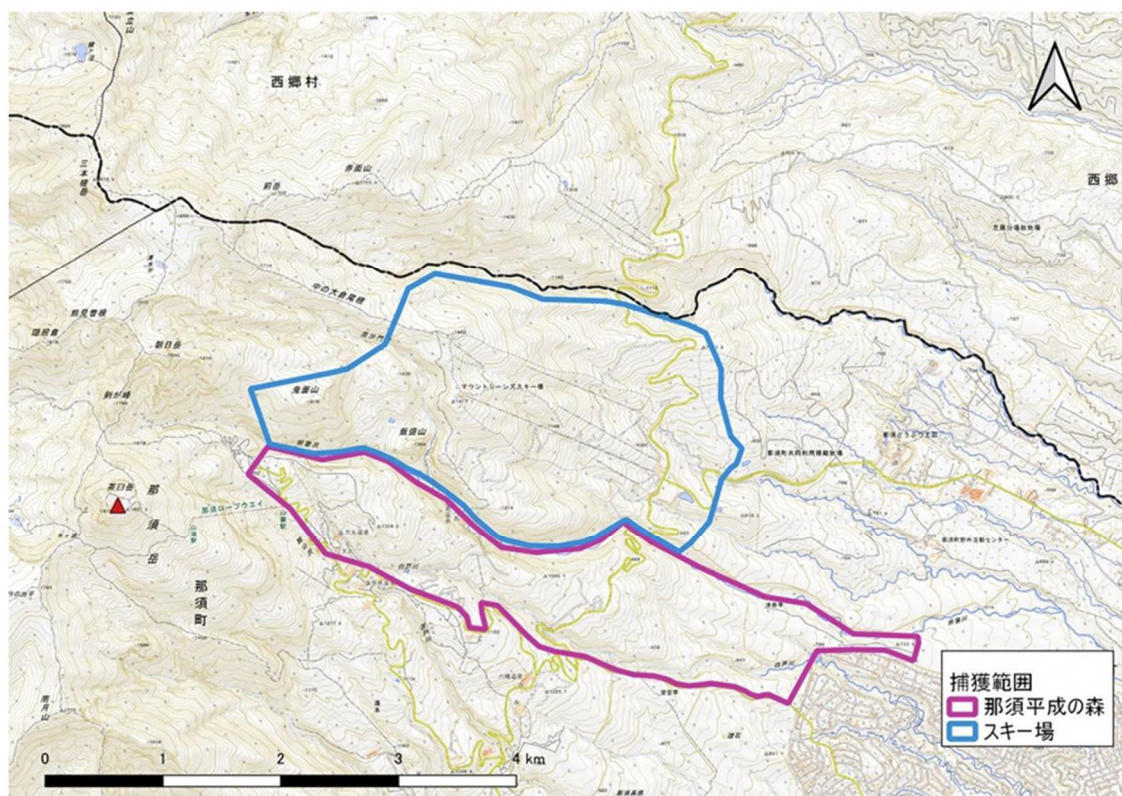
7 その他

現場状況等により捕獲の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、捕獲を中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務 実施区域図





那須岳捕獲実施位置図（第1工区）

捕獲従事者のみなさまへ

栃木県内で、野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されました。入猟の際は、以下のとおり防疫措置を徹底してくださるようお願いいたします。

入猟時の防疫

- ① 捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等については、消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
- ② 捕獲を行った後は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
- ③ 死亡イノシシを確認したときには、速やかに県又は市町の担当窓口に通報してください。

捕獲したイノシシの処理

- ① 豚熱(CSF)感染確認区域(※)で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱(CSF)感染確認区域外に持ち出さないでください。
- ② 豚熱(CSF)感染確認区域(※)内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉は容器またはビニール袋で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器またはビニール袋は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱ってください。
- ③ 豚熱(CSF)感染確認区域内(※)で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。
- ④ 捕獲したイノシシを現場に埋設せずに搬出するときは、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
- ⑤ なお、本県では、原子力災害特別措置法に基づきイノシシ肉が出荷制限となっており、自家消費についても自粛をお願いしています。

※ 豚熱(CSF)感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。

※ 栃木県内の当該区域については、栃木県HP「豚熱(CSF)拡大防止のお願い」で御確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/choujyuu/csf.html>)

※ 国内の当該区域については、農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>) で確認できます。

—野生イノシシを捕獲される皆様へ—

豚熱（CSF）ウイルスを広げないために



豚熱対策のためには野生イノシシの捕獲が重要です。捕獲は野生イノシシと接触するため、豚熱ウイルスの拡散リスクもあります。



また、豚熱に感染したイノシシは、唾液や糞便にウイルスが含まれますので、山林に入った後は帰宅前に衣服や猟具、車両などの消毒に御協力ください。



やむを得ずイノシシを移動させる際は、二重に袋に包み体液が漏れないようにする。



洗浄・消毒チェックポイント

① 靴・手指の消毒



- ☐ 靴底の汚れをブラシ等で落とす
- ☐ 靴底に消毒液を噴霧する
- ☐ 手指を消毒する

② 車体・車内の消毒



- ☐ 車体（タイヤ・荷台等）の汚れを落とす
- ☐ 室内（マット・ペダル・ハンドル等）の汚れを落とす
- ☐ 室内（マット・ペダル・ハンドル等）に消毒液を噴霧する ※舗装道路でも消毒を

③ 山林から撤収した荷物の消毒

- ☐ 持ち帰った全ての手荷物に消毒液を噴霧する

④ 帰宅後の衣服や器具等の洗浄・消毒

- ☐ 作業着・手袋を洗濯する
- ☐ 使用した器具を洗浄する
- ☐ 使用した器具を消毒する

⑤ 廃棄物、イノシシの取扱

- ☐ 廃棄物はゴミ袋に密閉し持ち帰る
- ☐ ゴミ袋の外側を消毒する
- ☐ 各市町のルールに従って処分する

〔使用する消毒液の種類〕

対象	消毒液
手指・車内	アルコール
タイヤ・マット・靴等	逆性石けん 消石灰

作業後は、**家畜の飼養施設に立ち寄らないよう**お願いします。

連絡先：栃木県農政畜産振興課 家畜防疫班 TEL：028-623-2352

シカ(自分を写せる場合) ⇒ ①+②+③ 3枚

① 大きく写す

(1) スプレーはまだしない

(2) 右向き

捕獲 従事者	栃木 三郎
捕獲日	R 8.10.1
通し 番号	10

(3) 標示板を置く

② 離れて撮る

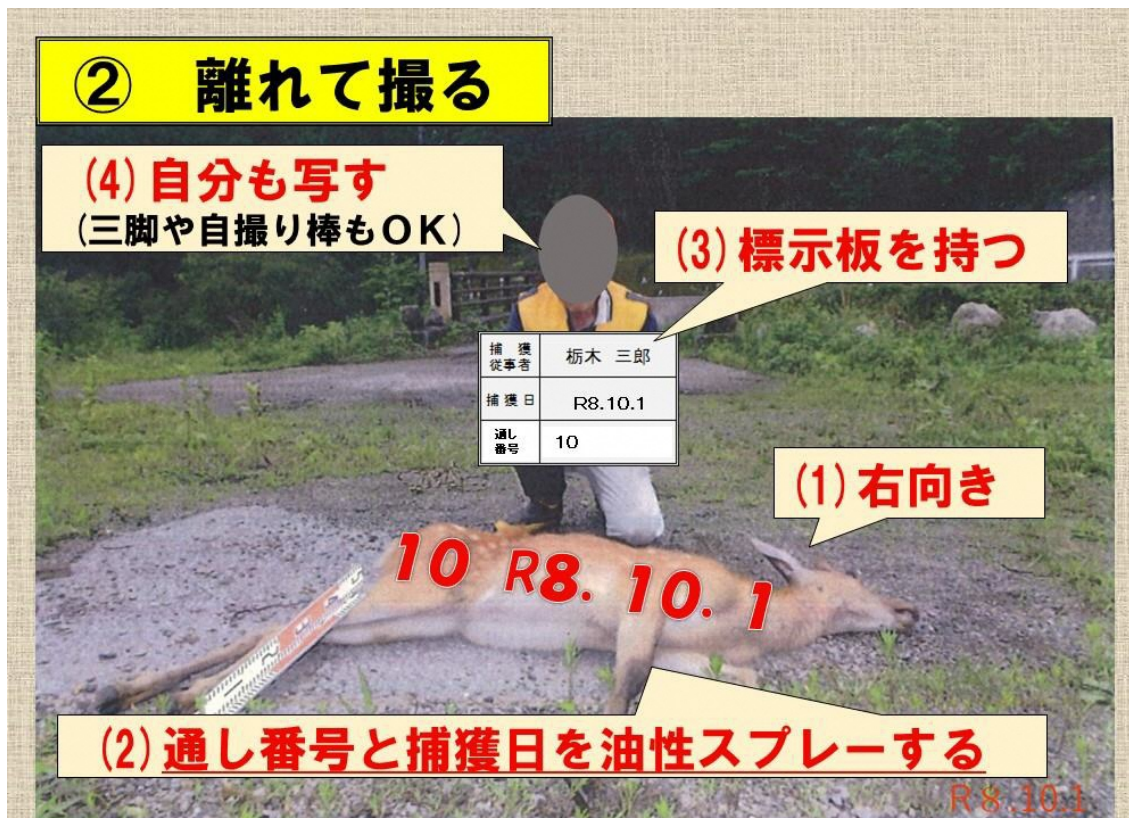
(4) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(3) 標示板を持つ

捕獲 従事者	栃木 三郎
捕獲日	R8.10.1
通し 番号	10

(1) 右向き

(2) 通し番号と捕獲日を油性スプレーする



③ 横線を引いて撮る

(4) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(3) 掲示板を持つ

捕獲従事者	栃木 三郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

(1) 右向き
動かさない

(2) 通し番号と捕獲日に横線をスプレー

R8.10.1

イノシシ(自分を写せる場合)

⇒ ①+②+③ 3枚

① 大きく写す

(1) スプレーはまだしない

(2) 右向き

(3) 標示板を置く

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

捕獲確認写真の撮影方法

② 離れて撮る

(4) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(3) 標示板を持つ

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

(1) 右向き

10 R8.10.1

(2) 通し番号と捕獲日を油性スプレーする

③ 横線を引いて撮る

(5) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(4) 標示板を持つ

(3) 尾にスプレー
でマーキング

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

(1) 右向き
動かさない

~~10 R8.10.1~~

(2) 通し番号と捕獲日に横線をスプレー

捕獲個体記録表（ニホンジカ）

（様式1-1）

						くくりわな（那須岳）		
個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画		備 考
1	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
2	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
3	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
4	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
5	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
6	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
7	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
8	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
9	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
10	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
11	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
12	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
13	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
14	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
15	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
16	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
17	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
18	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
19	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
20	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
21	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
22	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
23	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
24	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
25	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		

捕獲個体記録表（イノシシ）

（様式1-2）

						くくりわな（那須岳）		
個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	備 考	
1	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
2	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
3	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
4	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
5	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
6	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
7	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
8	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
9	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
10	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
11	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
12	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
13	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
14	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
15	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
16	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
17	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
18	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
19	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
20	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
21	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
22	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
23	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
24	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		
25	/		雄・雌	幼・成	那須町	F		

捕獲個体記録表（ニホンジカ）

（様式2-1）

忍び獵・くくりわな（八溝山）

個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	備 考
1	/		雄・雌	幼・成		F	
2	/		雄・雌	幼・成		F	
3	/		雄・雌	幼・成		F	
4	/		雄・雌	幼・成		F	
5	/		雄・雌	幼・成		F	
6	/		雄・雌	幼・成		F	
7	/		雄・雌	幼・成		F	
8	/		雄・雌	幼・成		F	
9	/		雄・雌	幼・成		F	
10	/		雄・雌	幼・成		F	
11	/		雄・雌	幼・成		F	
12	/		雄・雌	幼・成		F	
13	/		雄・雌	幼・成		F	
14	/		雄・雌	幼・成		F	
15	/		雄・雌	幼・成		F	
16	/		雄・雌	幼・成		F	
17	/		雄・雌	幼・成		F	
18	/		雄・雌	幼・成		F	
19	/		雄・雌	幼・成		F	
20	/		雄・雌	幼・成		F	
21	/		雄・雌	幼・成		F	
22	/		雄・雌	幼・成		F	
23	/		雄・雌	幼・成		F	
24	/		雄・雌	幼・成		F	
25	/		雄・雌	幼・成		F	

捕獲個体記録表（イノシシ）

（様式2-2）

忍び猟・くくりわな（八溝山）

個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	備 考
1	/		雄・雌	幼・成		F	
2	/		雄・雌	幼・成		F	
3	/		雄・雌	幼・成		F	
4	/		雄・雌	幼・成		F	
5	/		雄・雌	幼・成		F	
6	/		雄・雌	幼・成		F	
7	/		雄・雌	幼・成		F	
8	/		雄・雌	幼・成		F	
9	/		雄・雌	幼・成		F	
10	/		雄・雌	幼・成		F	
11	/		雄・雌	幼・成		F	
12	/		雄・雌	幼・成		F	
13	/		雄・雌	幼・成		F	
14	/		雄・雌	幼・成		F	
15	/		雄・雌	幼・成		F	
16	/		雄・雌	幼・成		F	
17	/		雄・雌	幼・成		F	
18	/		雄・雌	幼・成		F	
19	/		雄・雌	幼・成		F	
20	/		雄・雌	幼・成		F	
21	/		雄・雌	幼・成		F	
22	/		雄・雌	幼・成		F	
23	/		雄・雌	幼・成		F	
24	/		雄・雌	幼・成		F	
25	/		雄・雌	幼・成		F	

わな設置カレンダー

(様式3)

[illegible]

忍び獵出獵カレンダー

(様式4)

[illegible]

※目撃数には捕獲数も含む

※目撃数は、各従事者が目撃した合計の数

作業日報

(様式5)

[illegible]

(様式6)

実包購入計画一覧表

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 対 象 鳥 獣	ニホンジカ					
捕 獲 目 標 頭 数						
購入予定銃弾数	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発

(内訳)

従 事 者 番 号	捕獲従事者氏名	譲受許可証			無許可譲受票			購 入 予 定 計 総
		非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計								

(様式6)

実包購入計画一覧表(記載例)

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 対 象 鳥 獣	ニホンジカ					
捕 獲 目 標 頭 数	400頭					
購 入 予 定 銃 弾 数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計	600発

(内訳)

従 事 者 番 号	捕獲従事者氏名	譲受許可証			無許可譲受票			購 入 予 定 総 計
		非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	
1	●● ●●	100	0	100	0	0	0	100
2	○○ ○○	0	0	0	200	0	200	200
3	■ ■ ■ ■	0	80	80	0	0	0	80
4	△△ △△	0	0	0	120	0	120	120
5	◆◆ ◆◆	0	0	0	100	0	100	100
合計		100	80	180	420	0	420	600

(様式7)

実包管理一覧表

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 頭 数						
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
譲 受 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
使 用 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
残 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発

従事者番号 番 号	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証										無許可譲受票													
		許年 月	可日 日	許番 番	可号 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針	発年 月	行日 日	取番 番	扱号 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針
						譲受	使用	残	譲受	使用	残							譲受	使用	残	譲受	使用	残		
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
計																									

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(譲受許可証、無許可譲受票の写しなど)を添付すること。

(様式7)

実包管理一覧表(記載例)

業 務 名	福島茨城栃木県地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 頭 数	400頭					
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計	600発
譲 受 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
使 用 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
残 弾 実 績	非鉛弾	80発	鉛弾	180発	合計	発

従事者番号 番	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証										無許可譲受票											
		許 年 月 日	可 許 日 番	可 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針	発 年 月 日	行 取 番	扱 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針
					譲受	使用	残	譲受	使用	残						譲受	使用	残	譲受	使用	残		
1	●●●●	■年■月■日	1-1	100	80	20				20	狩猟に転用											0	
2	○○○○											○年○月○日	2-1	100	60	40					40	廃棄	
3	■■■■	■年■月■日	1-2				80	80	0	0											0		
4	△△△△	■年■月■日										○年○月○日	2-2	120	100	20					20	●●に譲渡し	
5	◆◆◆◆	■年■月■日										○年○月○日	2-3	100	100	0					0		
計				100	80	20	80	80	0	20					320	260	60	0	0	0	60		

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(譲受許可証、無許可譲受票の写しなど)を添付すること。